

特集

# ついに改正 いますぐはじめたい 相続対策

## 生命保険を活用した対策事例とFPアドバイス

2015年1月1日以降の相続から相続税の改正が適用されます。とはいえ、実際に相続が開始するまでには、まだまだ時間があるという方がほとんどだと思われます。相続対策が必要であるにもかかわらず、まだ行っていないという方に対して積極的な相続アドバイスが必要です。そこで本特集では、数ある相続対策の中でも生命保険に焦点をあて、その活用事例をケーススタディ形式で解説します。



アドバイスをを行うにあたり押さえておきたい

# 相続税・贈与税の基本と 平成27年以降の改正点

編集部

### 相続税の計算方法と改正項目

平成27年1月1日から相続税が改正される。以下では、相続税の計算方法についておさらいするとともに、改正点についても解説していく。なお、相続税は相続発生の日の翌日から10カ月が申告・納税の期限とされている。そのため、「今年、相続税を納めなくてはいけない」という場合でも、平成26年中に発生した相続であれば、改正前の規定が適用される点には留意する。

### 「遺産に係る基礎控除」が6割程度に引き下げられる

#### ステップ1 課税価格の計算

相続税の課税価格は、次の計算式で正味の遺産総額（課税価格）を計算する。

「相続・遺贈財産（①）＋みなし相続財産（②）－非課税財産（③）＋精算課税贈与（④）－債務・葬式費用（⑤）＋3年以内の贈与財産（⑥）＝課税価格の合計額」

このうち、②みなし相続財産とは、死亡保険金（被相続人が保険料を負担したもの）、死亡退職金（死亡後3年以内に支給が確定し

たもの）などを指す。

また、③非課税財産とは、死亡保険金、死亡退職金を受け取った場合の「500万円×法定相続人の数」で計算される非課税枠のことである。

#### ステップ2 課税遺産総額の計算

ステップ2以降は、相続人が配偶者A、子B、子C（相続放棄している）の3人で、課税価額が2億円であるケースをもとに解説していく。

相続税の計算過程では、課税価格から「遺産に係る基礎控除」を引いたものが「遺産の総額（課税遺産総額）」となる。この基礎控

除が、平成27年1月1日以降の相続から引き下げられる。改正前と改正後の基礎控除の算式は次のページの図表1のとおり。

ケースでは、法定相続人は、配偶者Aと子B、子Cの合計3名となる。なお、基礎控除の計算を行う際の法定相続人には、相続を放棄した者も含めることができる。

ちなみに、基礎控除算定の際に法定相続人に含むことができる養子の数には、「実子がいる場合は1人まで」「実子がいない場合は2人まで」という制限がある。

法定相続人が3人である場合、改正前の基礎控除は「1000万円×3人＋5000万円＝8000万円」であったが、改正後は「6000万円×3人＋3000万円＝4800万円」と従来の6割程度に引き下げられる。

本ケースでは、課税価額が2億円であるため、遺産の総額（課税遺産総額）は、改正前であれば、1億2000万円だったが、改正後は1億5200万円となる。こ